

「社会保障構造改革」論を読む

相澤 與一

はじめに——概況と課題の限定

近年におけるグローバリゼーションのもとでの市場原理の強調と市場競争の促進、そのための規制の緩和・弾力化の強行は、はたしてその推進主体であるアメリカ多国籍企業による世界支配を強化し——それがアメリカ有産階級の一方的な好景気の土台だろう——、各国・地域での独占・寡占支配の強化をも促進した。そのなかで、日本では、少し前には世界一の経営モデルともてはやされた「日本的経営」の元祖たるわが国大企業までも欧米大企業に対し劣勢に立たされ、そのしわ寄せをされた圧倒的多数派の中小・零細企業と国民大衆が犠牲にされている。アメリカの基準であおられたリストラ解雇と中小零細企業の淘汰・倒産の激増は、失業と半失業を激増させた。正規雇用が急激に削減され、非正規・低賃金不安定雇用が急増された。雇用破壊とともに賃金破壊も強行された。日経連が代弁した「新日本的経営」戦略は、日本企業経営の「高コスト体質」の是正を目指し、雇用・労働市場構造の流動・弾力化として、「終身雇用」解体と長期雇用の縮減、有期短期雇用とパート・臨時・派遣雇用の拡大を追求するとともに、賃金ベースを引き下げながらの「年功賃金」の解体、能力給を超えての業績給への転換を進め、それゆえにまた企業別労組を活用しての集団的管理から組織率低下のもとでの個別管理の強化へ重点を移している。

日本国の政府は、このような時にこそ主権者である国民の雇用・就業と生活を守る政治を行

うことを強く求められているのに、実際には反対に、米日の大企業、多国籍企業の要求にこたえて経済社会規制の緩和と国民生活保護の解体を進めた。政府は天文学的巨額の血税を先取的に投入して銀行と大企業・ゼネコンを保護し救済しながら、企業競争力強化のためと称し産業再生法なる立法までしてリストラを支援し、労組の反対を無視し労働基準法を改悪し労働者派遣の原則自由化までも強行し、雇用の弾力化・流動化・多様化、すなわち正規雇用の削減と非正規・低賃金不安定雇用による代替を支援し、公務員の職場では自らそれを推進している。政府はまた、強い反対をおしきり消費税率を引き上げて消費不況の引き金を引き、年金・医療保険などの社会保険の諸給付を削減しつつ保険料と利用者負担を引き上げる改悪を続けるとともに、あらたに社会福祉領域で従来の措置制度のもとと原則公費負担での公的サービス保障だった介護領域などにまで購買契約化と保険制度を導入するなどし、全体的に国庫負担を縮減し収奪を強化しながら、生活保障における公的責任の縮小・転嫁、市場化・私営営利事業化を推進し、国民生活の不安と悪化を強め、消費不況をも構造化・慢性化させてきた。

もちろん、アメリカ多国籍企業主導の情報化の影響も大きい。それがカジノ経済化に代表されるアメリカ流の極度の寄生を強めたからでもある。アメリカの覇権下にある現代世界では、情報化による生産力の飛躍的発展と多国籍金融・産業独占資本の私利私欲の独占との矛盾が極度に高まった。とくに情報化を悪用しての世界金融・

特集・新自由主義的構造改革と国民生活

ヘッジファンドのカジノ的操作で世界的に富を独占し、世界的に失業、貧困と生活不安を拡大させている。一方に金融独占資本とその巨利のおこぼれを受ける一部の国と階層での所得の増大があり、貧困化する多数派との不平等が拡大している。アメリカに従属し追隨する日本では、それらがもろに顕在化している。

だから、今こそアメリカ的リストラ戦略に対抗する経済社会の再生の道でもある労働基準と生活保障の再建・拡充が焦眉の急となり、フランスでの35時間労働制など、あちこちの国々で国民的・階級的な反撃が起こり前進している。日本でさえも日産リストラ反対闘争や関西電力思想差別弾劾判決、尼崎公害訴訟の画期的勝利判決など、あれこれの前進も見られる。が、大勢としてはまだまだ独占資本勢力と権力者集団側が、あとは野となれ山となれ、と目先の利益のために亡国的な政治と経済を強行し、国家財政債務を世界一にし、急激なリストラや企業淘汰と社会保障構造改悪で人間のおよび技術的基盤を崩し、日本国民の将来を危うくしている。

このような環境のもとで、あらためて介護保険制度の導入を「第1歩」だと称する社会保障構造改革の国民生活との関連を考えることが本稿に課せられた課題であるが、国民生活の今日の苦境については新聞紙上や多くの論稿で多数語られているので割愛し、本稿では「社会保障構造改革」政策論の展開をあとづけその意味を問うことに限定する。

1. 「社会保障構造改革」論

厚生省は、「社会保障の構造改革」について、たとえば平成10年版『厚生白書』の第2部の第1章で6節、50ページ余にわたって詳論している。そこではまず第1節「社会保障構造改革の枠組み」の1「社会保障をめぐる状況と改革の必要性」において、いまや国際的に「社会保障と経済・財政との調和」（つまり、社会保障を経済・財政事情の都合に合わせること）が共通の

課題となっているとしたうえで、「わが国においても、急速な少子・高齢化に伴い、今後社会保障に要する費用の増大が見込まれる一方、経済の低成長基調、財政状況の深刻化など」、環境が変化したので、この財政事情と福祉ニーズの変化に合わせて社会保障を改革しなければならないと立論した。

「社会保障制度が現在抱えている課題は、大きくは①21世紀の本格的な少子・高齢化における制度の安定的運営の確保、②国民の需要の変化への対応、の2つである」とし、①に対しては「社会保障の給付と負担の効率化、適正化 (!) に取り組むこと」、②については高齢者介護と子育て支援をあげる一方で（おそらく自己責任での老後生活費の準備や健康保持の責務を言いたいのだろうが）「本来自己責任で対応すべき需要への過剰な対応」をチェックする必要があるなどと述べ、「6つの改革」政策の一環として社会保障構造改革を進める必要があると述べた。

そもそも自民党とその政府は、世界第2位に達したといわれる防衛費の漸増のほか、積年のゼネコン等大企業本位の異常に過大な公共事業費の累積のうえに、近年ではバブル投機で過剰債務を負い破綻した銀行・金融資本を公金で救済したために、赤字国債を爆発的に増発し国の債務を累増させ財政危機を増悪させたのであるが、その中で彼らの社会保障構造改革政策は、なおも対米従属・金融独占資本本位の財政支出を優先させるために社会保障経費を抑えることを第1の課題とした。自民党流の構造改革政策は、アメリカ中心のグローバリゼーションによる「大競争」に対応する日本独占資本への「3つの過剰」の整理支援など空前の規模で援助を図り、そのために財政出動を進めることであり、円高基調のせいでもある日本経済の、そしてそれを圧倒的にリードする日本独占資本の「高コスト」構造を正すためとする雇用のリストラ、流動・不安定化や賃金等の引き下げを促進し、企業の法定福利＝社会保障負担の削減をも図る

ことになる。その中で、「少子・高齢化」の累進は、それ自体が低成長と財政危機を促進すると認識されるとともに、他方で介護地獄等の蔓延などが国民生活と経済社会秩序を揺るがす恐れもあると認識された。

したがって彼らの社会保障構造改革政策は、それはまず第一に社会保障への国家財政支出の構造的縮減を図るために、とくに社会保障財政支出の圧倒的部分を占めた高齢化にかかる公的年金費用と医療費の国庫負担を縮減し、その比重を引き下げながら、社会保障費抑制の枠内で少子・高齢化対策の比重を高め、しかもとくに高齢者介護費を介護保険で最大限国民負担に転嫁しようとするものである。つまり社会保障構造改革はそのような意味での「社会保障体制の再構築」＝リストラである。

2. 制度審95年勧告から「中間まとめ」へ

(1) 「社会保障体制の再構築」は、社会保障制度審議会の1995年勧告の題名である。同勧告は、主観的にはおそらくいわば市民主義的立場から、市民の自立・自助と助け合いとしての「社会的連帯」（ヨーロッパでは国家責任での連帯をいい、概念の改ざん）を強調し、事実上「健康で文化的な最低限度」保障を達成済として棚上げ＝放棄し、今や全国民的安心の確保だとする社会保障の理念・原則の見直しからはじめ、社会保障体制のあり方の改編を勧告した。それは、とくに80年代の臨調「行革」以降の再編・改悪の方向を大方とり込んで延長する方向で社会保障体制の再構築論を展開し、その中に多少市民主義的な改良的諸提言（社会保障の経済活力減殺論への批判や、「子供が健やかに育ち、女性が働きやすい環境作りのために」や、「障害を持つ人々の社会参加のため」など）を折り込みながらも、基本線として、社会保険中心主義を強調して介護保険導入肯定の布石とし、「民間活力」活用＝私営化の推進をも容認し、公的年金および医療保障の役割の比重を減らしても従来余り

に軽視されてきた社会福祉を拡張すべきこととし、とくに介護保険を新規に導入すべきことを提案して、社会保障構造改革論に道を開き、措置制度を廃止し自立的選択契約に転換すべしとする提案などにおいて社会福祉基礎構造改革論にも道を開いたのだった。

ただし、同勧告は、臨調「行革」流の端的な社会保障費削減論にも、公私の費用分担における一方的な公的負担の抑制・縮減論にもくみせず、その点では政財界の主張と矛盾した。そこで制度審議会は、この基本線において臨調「行革」的リストラ路線にそって介護保険を創ろうとする政財界と政府筋から修正圧力を受け、屈服することになる。

(2) 平成10年度『厚生白書』は、同章2の(1)「社会保障構造改革についての検討経過」においてその調整過程と「社会保障構造改革の方向(中間まとめ)」に言及した。ただし、その調整過程については『週刊 社会保障』(No. 1916,96.12) p.40の方が以下のようにやや詳しく紹介している。

「社会保障の構造改革に関連しては、昨(1995)年7月に社会保障制度審議会が社会保障体制の再構築に関する勧告を示しているが、経済審議会、財政審議会、産業構造審議会(いずれもあからさまに財界代表が牛耳る一相澤)等、各方面から社会保障制度の効率化・合理化が指摘され、財政制度審議会、経済審議会等と社会保障関係審議会との意見交換も行われてきた。また(1996年)6月17日の介護保険法案の国会提出に向けての解決すべき懸案事項の一つにあげられ、9月19日の与党介護保険制度の創設に関するワーキングチームがとりまとめた介護保険法要綱案に掛る修正事項のなかでも、社会保障構造改革について、『国民負担率の抑制と国民経済との調和を図りつつ国民の多様な社会保障ニーズに適應できる効率的な社会保障制度の確立』等を基本に早急に見直しの方向をとりまとめることが要請され、それらに応じて召集された社会

特集・新自由主義的構造改革と国民生活

保障関係審議会会長会議が97年5月以降5回の会合を経て11月19日に『社会保障構造改革の方向（中間まとめ）』をまとめ、翌20日の与党政策調整会議に報告した。

そもそもこの「中間まとめ」の作成と提出そのものが問題である。財界直系のこれらの諸審議会と与党の圧力を受けて、本来中立公正であるべき諸審議会の、しかもそんな制度があるとは聞いたことがない「会長会議」が財界と与党の私的な都合に合わせて審議し与党機関に報告書を提出するとは、いかにも公的機関を私物化するものである。

さて、「中間まとめ」の内容中第一に問題なのは、制度審議会の勧告を批判し修正させたIVの1「公的負担と私的負担」である。『厚生白書』もその部分を引用した。主要な批判は、「勧告」の1章2節の1「社会保障と経済」中の論点に向けられた。

「○平成7年7月の社会保障制度審議会勧告においては、『社会保険料や租税といった公的負担による保障が増大すれば個人や企業の私的負担は軽減され、逆に前者を抑制すれば後者は増える。』また、『本来、公的負担は私的負担と併せて考慮されるべきもので、公的負担だけが前もって給付水準と切り離されて決定できるわけではない』との指摘を行っている。」しかし、「○この場合、社会保障サービスにおける利用者負担については、サービス利用者（受益者）としての自覚やサービス費用に対する意識（コスト意識）の喚起を通じて制度の効率化をもたらすという機能があることなど、私的負担と公的負担との関係における代替関係は単純なものではない面があることに留意する必要がある」。

社会保障の改悪が創り出した社会保障の異物を挙げてけちをつけたのである。

次に社会保障における公的負担に関する「諸外国との比較」についてである。

「勧告」は、同箇所の前で、「社会保障の費用が増加するにつれ、社会保険料と租税負担とを

合わせた公的負担の増大をもたらし経済活力を低下させるという観点から、社会保障制度の拡張を懸念する意見」や、低成長下の安易な社会保障の拡大が次世代の過重負担となり「労働意欲を阻害したりして国の活力を弱め、経済活力を抑制するのではないかと憂慮する声も聞かれる」が、そうではないと種々反論し、社会保障の積極的役割をあげる中で、「今日までのところ、わが国の労働コストに占める社会保障の費用の割合は、他の先進諸国と比べてむしろ低いといえる」と述べた。「中間まとめ」はこれを批判した。

「○社会保障に掛かる公的負担について国際比較すると、社会保障制度の仕組みが各国で異なるため厳密な比較は困難であるが、現在のところ、わが国の水準は欧米諸国に比べてそれほど高くない。しかしながら、日本より高齢化の速度が遅い西欧諸国が、高齢化率が15%前後の段階で既に社会保障負担について見直さざるを得なくなっていることを考慮すれば、急速に本格的な高齢社会が到来するわが国においても今から将来の規模についての展望を持つ必要がある」。

例によって、まだ西欧諸国よりも低いのが、将来に備えて予防的に一層引き下げる必要があると主張したのである。

次に、制度審議会が公的負担限度の一方的な設定に疑問を呈したのに反論し、以下のように臨調答申以来基本線とされた「国民負担率が50%を超えないこと」を押しつける。

「○現在用いられているいわゆる『国民負担率（国民所得に対する租税及び保険料負担の割合）』は、将来世代の負担となる財政赤字について考慮されていないといったいくつかの限定を付して受け取る必要はあるものの、国民経済における公私の役割分担の状況、すなわち、国民経済全体の中で政府を始めとする公的主体の活動がどの程度の比重を占めているかを知るための指標の一つとして位置付けられる。」

「○国民負担率と経済成長率等国民経済との相関

関係については、今後更に調査研究が積み重ねられる必要があるが、国民経済の活力を維持していくためには、公的な主体による活動を国民経済全体の中で一定の範囲内にとどめる必要があるものとする。」

「○したがって、以上のような点を考慮した上で、公的主体の活動が占める比重を示す指標として国民負担率が『高齢化のピーク時において50%以下』という目安を設定することは、活力ある安定した社会を維持するために経済と社会保障の調和を図り、公私の活動の適切な均衡をとる上での指標となり得るものとする。」

いかにも社会保障費を押え込むための、為にする恣意的な指標のおしつけである。

ちなみに、租税および社会保険料負担で調達される財政資金のかなりの部分が私的企業の営利活動に食われていることは、例えば医療分野でも明らかであり、また今日導入されつつある介護保険の費用についても、物的な手段ばかりでなくサービスの供給分野までも大手商社等の大小資本が営利活動の対象にしようとしていることを考慮すれば、50%以下が公私の活動分担の指標にならないことは明白である。

現実にはさらに重大な政治的詐欺が上乗せされる。橋本内閣の「6つの改革」の中心「財政構造改革の推進について」(1997年6月3日閣議決定)を法案化し97年11月28日に可決成立させた「財政構造改革の推進に関する特別措置法」では、同白書も指摘したように、「財政赤字を含めた国民負担率が50%を上回らないよう抑制することが規定され」た。6条1項の六である。赤字国債の増発が自動的に社会保障費を圧迫する仕掛けである。

なお、同法第2章第1節社会保障の第7条「社会保障関係費に掛る改革の基本方針」の1項で、「政府は社会保障制度の構造改革を進め、将来にわたり安定的に運営することが可能な社会保障制度の構築を図るため、社会保障制度の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措

置を講ずることにより、人口構造の高齢化等に伴う社会保障関係費の増加額をできる限り抑制するものとする」、と露骨に規定した。

ただし、周知のように97年末以降の金融危機の激化と経済不況の深化に直面して、政府および与党は、16兆円の赤字国債や銀行救済のための60兆円枠の公的救済資金の準備を可能にするため、98年5月に「財政構造改革法」を停止し弾力化する一部改正法を制定し、社会保障費について99年度だけ「おおむね2%」増以下とした縮減目標規定(8条1項の二)も停止するとしたが、構造改革法の趣旨に即し増加額を極力抑制すべしと定めた。

ちなみに小渕内閣は、橋本内閣から国・地方の借金残高544兆円を引き継いだのち、その後のたった1年半の間に101兆円も債務を増やし、「世界一の借金王」と居直っている。その大方を大企業・銀行支援に浪費しながら、社会保障は厳しく抑制するのである。

(3) グローバル化下で切迫した社会保障構造改革のもう一つの課題は、企業の社会保障負担を抑制することである。この「中間まとめ」は、引き続きIVの2で「社会保障における企業の負担の位置付け」を論じ、次のように企業負担抑制政策を押しつけた。

「○社会保障に掛る企業の負担(社会保険料の事業主負担)は、現在のところ、わが国と同様社会保険制度を基本とするドイツやフランスよりは低い水準にあるが、今後高齢化の進行等に伴い社会保障の規模が拡大していけば、社会保障に掛る企業負担も拡大し、結果的に企業活力の減退や産業空洞化を招くのではないかと懸念も生じ始めている。」「社会保障も国民経済の中にあつて経済成長の持続とその前提である企業活力の維持が今後とも重要であることは言うまでもない。」

社会保障は企業活力を主力とする経済成長のおこぼれだ、とするこの思想こそが問題である。そもそも国民経済、その経済成長と企業活動は、

特集・新自由主義的構造改革と国民生活

国民生活のため、社会保障などのためにこそ維持しなければならないし、生活保障こそが経済のあり方を規制し改革すべき優先的前提条件でなければならない。企業の利潤と蓄積のために雇用および生活条件、とりわけ社会保障を犠牲にするのは最悪の本末転倒である。

3. 社会保障構造改革の進め方と介護保険

(1) 平成10年度『厚生白書』は、「中間報告」の順序と内容に則し、次に社会保障構造改革の方向を説明した。冒頭「社会保障関係審議会会長会議の『中間まとめ』や1997（平成9）年9月の将来見通しの試算などを踏まえ、高齢者介護など国民の需要に適切に応えながら、『高齢化のピーク時において国民負担率50%以下』という目安を踏まえつつ、社会保障の中で占める比重の大きい年金と医療を中心に、将来に向けて給付と負担の適正化、効率化（つまり抑制－相澤）を図っていく必要がある」と基本方針を提示したうえで、その手法を「改革の方向」として、「社会保障構造改革の方向の第1は、制度横断的な再編成等による全体の効率化である」とした。それは、とくに介護保険により公的年金から介護保険料を天引きしたり、医療の高齢者療養費中の介護相当部分を介護保険の負担に移したり、入院時なみに施設徴収費を引き上げたりすることで、公費負担を節約し保険料の追加徴収と利用料負担の引上げへの転嫁を図ることである。「第2は、個人の自立を支援する利用者本位の仕組みの重視である。」また「情報開示等を進めることで個人が良質なサービスを適切な費用で選択できるようにしていく必要がある。」これは、公費が負担する措置制度を廃止し、その代わりに、新たに営利企業の参入を歓迎する事とされた多様な事業者からのサービスを利用者が選択し購買契約をむすぶ関係を作るということなのであり、「自立」と「選択」とは商品購買者としての自立と選択のことであり、自己責任ある購買市民を相手とする社会福祉の私営化

と営利事業化を推進する抜本的な転換である。購買力なき弱者の市民は疎外される。それゆえに、当然「第3は、公私の適切な役割分担と民間活力の導入の促進である」とされ、保険医療・福祉分野の市場ビジネス化を「促進する観点から、規制緩和を推進し、競争を通じて」のサービスの販売・供給を進めるとされる。その際に、第4として、豊かになった高齢者の費用負担を増やし企業も保険料を払わなければならない現役世代の保険料負担との公平を期すという意味での、給付と負担の全体的な「公平・公正の確保を図っていくことが必要である」。たしかに高齢者ほど、資産に格差が大きい、生活に窮する人の比重もより高い（唐鎌直義「日本の高齢者はほんとうにゆたかか?」『ゆたかなくらし』1999年2月より連載参照）ことが故意に隠蔽された。

(2) 社会保障構造改革の第1歩は、厚生省等が公言し強調しているように、1997年制定2000年実施の介護保険制度である。『白書』はくりかえし改革の進め方を図示し、その次に医療保険・老人保健制度改革、年金制度改革、社会福祉基礎構造改革と、列挙している。

さて、いまさらでもないが、介護保険制度は、昨年10月の申請受付開始をへ、4月の給付開始を目前にして、法制度の原理上の基本問題を基底に、地方分権とか、利用者本位とか、市民参加とかのスローガンとは対照的に、慎重な調査研究抜き、国民的論議・合意形成抜き、営利企業参入誘導的で、中央政府統制主導型の一貫して拙速な強行のために、内容および手続き上の重大欠陥が露呈し、それらを契機に社会保障、社会福祉関連の広範な地域市民運動と全国的運動が喚起され、社会問題化、政治問題化し、ボロ継ぎ的な連続的の局部修正を余儀なくされ、連日のようにマスコミ報道の種とされている。

原理上の一基本問題は、公費負担での保障を原則としてきた社会福祉の措置制度を解体し選択的契約制にすること、保険料拠出者中の申請

者で認定審査を受け制限的・選別的に受給資格を認定される者のみが人間的な最低限にも及ばない介護サービスを給付費の範囲内でいわば買うものとされ、足りない分は家族介護か、自費または私営保険給付で業者から追加購入することで補う仕組みである。

介護保険は、当初から「保険あって給付なし」を内蔵した。それは、新ゴールドプラン成就後でさえ推定要介護者数の4割程度への給付しか見込んでおらず、過半を家族介護か業者からの自費購入にゆだね、私営サービス業と私的介護保険を支援する仕掛けである。

それに情報化が悪用された。周知のコンピュータ一次判定は、はじめから給付を制限するよう秘密裏に仕組んだソフト（ブラックボックス）を押しつけたために矛盾が激化し、修正をかさねているが、基本的な欠陥を残したままである。

それゆえにまた介護保険は、保険給付分さえも含めて、いまや福祉サービスの商品化・市場化を法制的に公認した点に画期的な特徴がある。そうすると、本来の社会福祉が援護対象としてきた低所得・貧困世帯は排除される。それを部分的に緩和するためにも介護保険予算の10分の4.5を中央と地方の公費で穴埋めする。それでも新たに追加収奪される1割の利用料負担と介護保険料を支払えない要福祉階層は給付から排除される。これまでは応能的に無料や低額の負担で施設および在宅で給付された人々、これまで家族その他の事情で施設に入所できたが介護保険では自立と判定される人々は追い出されるのか。介護保険は重大な社会・政治問題となり、地域と国会内外での運動と追求がまきおこり、選挙を意識した与党と政府はこのままでは選挙を戦えないと迷走し、不十分な修正を重ねている。介護報酬も業者が儲けられる額と被保険者および保険者の支払能力との矛盾、人間的最低限度保障要求と保険会社が私的介護保険契約を大拡張できるように公的給付を低く抑えるようにせよとの強い要求との矛盾に対応しなが

らである。

あたかも介護保険が介護を全面的に社会化して介護地獄から女性を解放し、一方的な行政処分を廃し自主的選択、自己決定を進めるものなどという支持論も、女性団体中心に強い。部分的には通用する面もあり、女性たちが介護保障問題に市民運動的に参加する契機になったことの意義は大きい。しかも80年法改定に示された国家責任の地方転嫁を担う社会福祉の（中央制御下の）「地方分権」化に呼応して自治体を保険者としたこともあり、保険の被保険者となることで権利化するというエセ権利論ともつながって被保険者住民代表の部分参加が加味されたことも市民運動高揚の一契機となった。しかし、決定的なのは、やはりあらたに利用料と保険料を課されることや、既存の行政サービスが廃止されることの脅威が運動の広がりて明らかにされることによって介護保険が大きな社会・政治問題になり、それが体制を揺さぶっていることである。

このように介護保険は、利用者の自主的選択化を大義名分とするが、それは原理的には事実上、市場化とサービス購買の自由化を意味し、購買能力なき要福祉者を排除する反福祉化であるとともに、選択できるサービスの絶対的不足のもとでの虚偽である。けだし、公的介護サービスの縮小・解体と業者への丸投げを前提にしているとすれば、介護基盤の公的整備は放棄され、私営の事業基盤は儲かる地域でしか進まず、十分に公平な給付は不可能である。実施時点でも基盤整備が甚だしく遅れている。

そもそもが国庫負担と企業負担の節減要求をベースとしての社会福祉サービスの市場商品化、保険化に原因がある。即時修正を求めつつ、抜本的な改革案を対置して制度の「見直し」に備えるべきであろう。

ちなみに、介護保険と連動させるはずの高齢者医療問題を中心として、医療保険の改定内容や改定のスケジュールが政府の予定からかなり

特集・新自由主義的構造改革と国民生活

ずれてはいるが、ほとんど同時平行に推進され、2000年1月現在、来年度予算案に計上する政府の医療保険等の改定案がかろうじて決定され、年金改定法案の継続審議とともに通常国会で審議される状況にある。それらの改悪案は新聞等で周知の事からで、紹介するまでもない。医療改悪案では、彼らの宿願であった高齢者の定率自己負担制をとうとう盛り込んだことなどが改悪として画期的であろう。公的年金改悪案では、被用者年金支給開始の65歳への全面延紳や被用者年金給付の5%カットが目立つ。公的年金の縮減に即応させる私的年金対策としては日本型401(k)年金といわれる確定拠出型年金制度の新設が提案されているが、それは厚生年金基金等における企業の積立債務の救済を主目的とし、労働者にはポータビリティや自己決定のメリットがあると称してリストラと転職、つまり流動化を容易にし、年金と生活の将来不安を激化させるものである。つまり、総じて国庫および企業負担の軽減による公的保障の削減と自己責任押しつけの強化、労働力の弾力化・流動化による雇用不安と失業増大の促進などにより、人間らしく働き医療と年金と福祉を受ける権利を後退させ、雇用・生活・社会保障の不安を激化させ、ひいては日本経済社会の不安と低迷を慢性化させるのである。

4. 結びに代えて一財界の社会保障改革論

以上、政府当局側の政策論とその意味をたどってきた。もちろん、我々にはそれに対抗する正当で科学的な政策論、「健康で文化的な最低限度」の生活保障原理を基礎としてノーマルな人間的生活保障を担保すべき社会保障論が蓄積されているが、今回はその説明を割愛する。

いうまでもなく政府当局の政策論をリードしているのは財界、使用者団体である。最近の彼らの公表された主張の一端を紹介して結びに代えることにする。

(1) そのひとつは、小淵内閣得意の政策作りを

財界代表等に丸投げする方式の中でも有名な「経済戦略会議の答申 (1999・2・26)「日本経済再生への戦略」である。その基調は、周知のようにアメリカ型のグローバル・スタンダードに沿い、大企業の支配強化を支える市場原理の強調、市場競争強化、リストラの徹底、規制緩和を求めつつ、一方で企業と銀行の公的救済を要求し、反対に国民の雇用と生活を守る規制の撤廃と社会保障等の社会的保護の切り下げを要求するものである。「もっとも、このような新しいシステムを有効に機能させるための大前提として、敗者復活を可能とし安心を保障する、『健全で創造的な競争社会』に相応しいセーフティ・ネットが極めて重要である。具体的には、個人の転職能力を高め雇用の安心を確保する労働市場改革や事後チェック社会に相応しい司法制度の改革、さらには年金・医療・介護等、持続可能で安心できる社会保障システムの構築によって、すべての国民にセーフティ・ネットを提供する必要がある」という。

彼らは生活の確保は稼働による自立・自助、自己責任が原則だとしながら、厚かましくも、企業リストラ等による「失業率の上昇が不可避となるが、それはむしろ『新しい人的資源大国』としての日本を作る絶好の機会」とみなすべきだとのべ (P. 5)、生活保障に頼らずに、解雇されても自力で転職するように仕向けること、そのために「個人のエンプロイアビリティ (転職適応能力) を高め」「雇用流動化に向けた環境整備が不可欠である」 (P. 13) とした。具体的には「第2章『健全で創造的な競争社会』の構築とセーフティ・ネットの整備」で敷えんされた。そのまえがきで「過度に結果の平等を重視する日本型の社会システムを変革する」必要、「いわゆる『モラル・ハザード』 (生活保障があるために怠惰になったり、資源を浪費する行動)」、「現在の日本経済の低迷の原因の一つはモラル・ハザードによるものと理解すべきである。」餓死者さえ出、失業増大の中でホームレスが激

増し、中高年層の自殺が激増している中で、この時代錯誤の「惰民」思想である。資本家階級の本性は進化するようである。

「いまこそ過度な(!) 規制・保護をベースとした行き過ぎた平等社会(真っ赤なうそ)たとえば橋本俊昭著『日本の経済格差』岩波新書参照)に決別し、個々人の自己責任と自助努力をベースとし、民間の自由な発想と活動を喚起すること」だと主張した。ただし、『敗者復活』の道が用意されあるいは「ナショナル・ミニマム(健康にして文化的な生活)をすべての人に保障すること」も必要だと、あい矛盾するリップサービスも忘れない(P.12)。

だから、当然、2章のII「安心を保障するセーフティ・ネットの構築」でも、まず失業者へのそれが「最も重要である」とし、まず「1. 個人の転職能力を高め、雇用の安心を確保する政策」として、(1)「能力開発バウチャー」の支給、(2)雇用の流動化等のために「労働者派遣及び職業紹介の対象職業を早期に原則自由化」「対象職業をネガティブリスト化すること」(すでに法定化した!)、(4)年金のポータブル化を推進し労働移動を容易にすることなどである。

IIの3がいよいよ「持続可能で安心できる社会保障システムの構築」である。すべての国民にナショナル・ミニマムを、とこいつつ、それはモラルハザードつまり惰民を生じないように低くすること。年金・医療・介護等現行の社会保障システムは「世代間の不公平を拡大させているほか、制度自体の持続可能性も著しく低下させている。これまでの改革も国民負担の増大と社会保障給付の削減の組み合わせを続けてきた結果、制度に対する国民の信頼感の低下と将来不安の増大をもたらしている」(臨調行革以来だれがそれを引き起こしてきたのか、)。これを変えるには従前のとうり「公的関与」の縮小、「小さな政府」づくり、「民間活力を積極的に活用」抜本改革を断行することだという！。

○「公的年金は、シビル・ミニマムに対応すると考えられる基礎年金部分に限定する」!

○「その際、高齢者に過度の優遇措置となっている公的年金等控除(年間の年金受給額が一定額以下の高齢者の場合、実質非課税となる)税制」を見直す。

○「報酬比例部分については、段階的に公的関与を縮小させ、30年後に完全民営化を目指した本格的な制度改革に着手する」(大胆な本音!)

○「将来、基礎年金部分が税法式(ねらいは消費税への全面転嫁)に移行し、報酬比例部分が完全民営化されれば、公的年金のための社会保険料はゼロになる(! 企業の保険料ゼロ)。各個人は自己の生涯生活プランにもっとも適した私的年金プランに加入するなど、自己責任に基づく生活設計ができるようになる」(自己責任化の徹底を図る!)

現行の厚生年金基金等の企業年金における企業積立債務からの解放と老後生活費の自己責任化、労働力流動化の促進をはかる企業年金改革については、こういう。

○(公的年金の)「民営化によって企業年金のない中小企業のサラリーマンの老後保障が不十分とならないよう、すべての国民を対象に、個人の多様な選択を可能にする確定拠出型の個人年金・企業年金を早急に創設する。その際、年金税制は『拠出時・運用時非課税、受給時課税』に一本化する。とくに企業年金については、事業主拠出の損金参入枠の大幅な拡大と特別法人税の廃止が求められる。」実に厚かましい限りである。

政府の「日本型401(k)年金」案は、アメリカ以上に企業寄りに、企業別拠出型と個人拠出型の二本建てとして策定・提案されている。なお、アメリカの確定拠出型年金制度も労組組織率と交渉力の後退の中で企業側の主導で拡張され、規制の緩和・弾力化でほとんど老後を保障しない貯蓄制度に転落している。

なお、「医療・介護改革」に関しては、やはり

特集・新自由主義的構造改革と国民生活

消費税の大増税を前提として、「介護と高齢者医療については、将来的には税によって国民にサービスを保障できる制度を基本とする」。「現役世代からの拠出金に依存する老人保健制度を廃止し、税で必要なサービスを保障する方向」をめざすとする。いずれも直接の企業負担の廃止をねらうのである。

(2) もうひとつ言及したいのは、日経連の平成12年版『労働問題研究委員会報告』についてである。それは、副題を『「人間の顔をした市場経済」をめざして」とし、人間がもっとも重要で「市場や資本が人間に優先されることがあってはならない」などといいながら（序文や第1章の2）、労使関係にとって最重要の課題である雇用の安定のためには「企業の競争力を強め、国や企業の高コスト構造を是正することが前提である」（P. 5）、「企業の再構築・体質改善（リストラクチャリング）の徹底に努めることが肝要である」（P. 14）と本音を語り、平気で矛盾したことを主張した。同報告は、要するに日本が「構造改革の取り組みに遅れ」たことによる高コスト体質が根本問題だとし、それを是正するためには政治、経済、社会の構造改革の断行が必須であると主張した。

より具体的に第2章「高コスト体質からの脱却を」（2章）では、1「政治・行政、社会的高コスト構造の是正を」、2「行財政改革の徹底」について、「3. 特に、社会保障の構造改革を」を主張した。社会保障の構造改革として、第1に公的年金改革については1階・基礎年金の財源を「目的間接税の導入による全額税方式に転換するとともに、2階・報酬比例部分は縮小し、積立方式とする」べしとし、第2に医療制度については進んでいない抜本改革を急ぎ、（企業健保財政負担軽減のために）「老人保健拠出金制度を廃止する」こと、それまでは拠出割合に上限をもうけ、また診療報酬体系は原則定額払いとし、老人患者負担を定率1割とすることなどを要求し（来年度の予算案で原則実現！）、

第3に介護保険については「法定義務化されている事業主負担を撤廃するとともに、・・・特別養護老人ホームなどの施設介護への民間営利企業の参入を速やかに自由化すべきである」などと要求した。

また、次の「高コスト経営の改革と生産性の向上」でも社会保障改革に言及された。すでに賃金水準は「世界の最高水準にある」ほか、「企業の社会保障負担や福利厚生費用は高齢化の進行にともなって急激に増加しつつある。とくに近年、年金・健保などの法定福利負担の増加が著しく、今後も、医療保険負担の増加や介護保険費用によって、企業の人件費コストの増大は避けられない。加えて、退職給付にかかわる会計基準の改定などにより、企業における退職給付債務の巨額な積み立て不足が顕在化するので、これへの対処も急ぐ必要がある」（P. 23-24）。

最後の問題に関しては、より具体的に4章2中で、「本年4月から退職給付債務（企業年金のこと）について新会計基準（アメリカ流の時価表示で株価等にすぐ反映させる一相澤）が適用となるため、積み立て不足が深刻な問題となっている。これに対する基本的な対応は、予定利率の引き下げや保有株式の現物拋出、信託方式などの活用による年金資産の積み増し、あるいは給付利率、給付水準の引き下げなどによる退職給付債務の抑制などである。一方、この通常国会で、確定拠出型年金法案（仮称）を成立させ、その上で既存の退職一時金・企業年金制度からどのように移行させるかも課題となる。同時に、特別法人税の撤廃、厚生年金基金の代行部分の国（厚生年金本体）への返上、厚生年金基金から適格退職年金への実現などの問題について遅くとも2001年までに実現するように望む」（P. 36-37）、といわれた。

彼らの課題意識と厚かましがよく現れている。

（あいざわ よいち・常任理事・長野大学）